

平成 26 年第 2 回松阪市教育委員会定例会事項書

日時 平成 26 年 2 月 18 日（火）午後 3 時 00 分

場所 松阪市教育委員会事務局教育委員会室

■議案

議案第 1 号 松阪市教育委員会委員長の選任について

議案第 2 号 松阪市教育委員会委員長職務代理者の指定について

議案第 3 号 松阪市文化財センター条例施行規則の一部改正について

■報告事項

1 第 7 回美し国三重市町対抗駅伝大会結果報告について

2 児童・生徒の問題行動等について

3 土曜授業について

その他



委員長                    それでは、松阪市教育委員会委員長職務代理者の指定を行います。委員長と同じように指名推薦の方法でよろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

委員長                    異議なしということでございますので、指名推薦による指定を行います。

委 員                    西川委員を委員長職務代理者に推薦します。

委員長                    西川委員を推薦するというご意見ですが、ご異議ございませんか。

(委員から「異議なし」の声)

委員長                    異議なしということで皆様のご承認をいただきましたので、西川委員を委員長職務代理者と決定いたします。

                              それでは、新委員長、新委員長職務代理者にごあいさつをお願いしたいと思います。

(新委員長、新委員長職務代理者の就任のあいさつ)

委員長                    次に、議案第3号「松阪市文化財センター条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

委員長                    ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

委員長                    説明いただいたと思いますが、もう一度質問させていただきます。1年前に改める改定については、平成27年の4月1日施行ということですね。そうすると4月1日から1年先の予約が可能となるのでしょうか。

事務局                    そのとおりでございます。これまでは半年先となっておりますが、絵画、書道、写真、手芸等の方々が半年では、作品を作り上げて日程を決めて申請することがなかなか難しいため、一例を挙げさせていただきますと、文化会館等では1年前が基本となっております。市においてギ

ギャラリーをしているところが少ないこともあり、開設当時は半年程度でよかったところもあったようですが、大黒田町にギャラリーがありましたが、昨年11月で閉鎖されたため、そちらのお客様が流れてきている状況があり、調整についていろんな問題が出てくるだろうという危惧をいたしまして、1年という期間は必要であろうという判断のもと、1年とさせていただきます。

委員長                    利用者の要望に沿った形でサービス向上につなげていくのは非常に良いことだと思います。

委員                      そうしますと予約できるのは平成27年4月1日以降に申し込む方は1年先の予約ができるということでしょうか。例えばこの春に予約する方は従来どおり6ヶ月先までの予約が可能ということでしょうか。

事務局                    平成26年の4月以降は半年という形になります。ただ、現在も運用としまして約1年間、残りの6ヵ月については仮予約という形でさせていただく中で、バッティングした場合は抽選ではなく、話し合いをしていただき、これまでは問題なく解決してきたわけですが、これからいろいろと問題が出てくるのではないかという想定の中、1年という形をとらせていただきました。

委員長                    その他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長                    ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長                    ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第3号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長                    挙手全員でございます。よって、議案第3号は可決いたしました。

議案が終了しましたので、報告事項に入ります。報告事項1から3を事務局より説明願います。

(事務局より報告)

- 委員長                    ただいまの事務局の説明に対し、ご質疑はございませんか。
- 委員                      問題行動についてですが、ご家庭のご協力を得て指導をとということですが、思春期になって親子関係が難しいこともあるかと思いますが、ご家庭共々のご指導の手応え等はどうかでしょうか。
- 事務局                    ご指摘いただきましたとおり、子どもに対して保護者がどのように接していいかということはかなり悩んでみえます。スクールカウンセラーが学校へ行き、子どもの相談と同等程度保護者の相談を受けています。保護者が具体的に子どもとどう接していけばいいのか。特に思春期または思春期を前にして子ども達への接し方であるとか、子育てに対する悩み等に対する指導についてはスクールカウンセラーと行っているところでもあります。また、問題行動等があり学校へ来ていただいた時に、担任と担当のものが状況を説明しつつ、保護者がショックを受けていることも多いため、保護者の心のケアを合わせて行っているところでもあります。
- 委員                      スクールカウンセラーの活用ですが、保護者のケア等システムティックに速やかに対応するような制度や体制は十分できているのでしょうか。下手に一生懸命になることで逆効果になることもありますので、そのあたりは上手く学校の指導が保護者のケアにもなり、子どもの指導にも繋がるようないい連携が出来ていると思ってもよいでしょうか。
- 事務局                    ハートケア相談員が中学校区に派遣されていたりということで、相談体制については充実しています。今までも保護者の多様な価値観のものと指導支援という在り方は、教職員も研修をしたり、スクールカウンセラーからご示唆をいただいたりということで進めているところです。ただし、スクールカウンセラーは週に1回が基本ですので、相談を受けて

丁寧ということではなく、ご示唆をいただいて教職員が指導にあたっているということもあります。システムとしてしっかりと出来上がっているか、明文化した中でとなると出来ておりませんが、ただ各学校の生徒指導は保護者への指導、支援もちろん子どもへの指導も含めた指導支援を念頭において行っておりますので、そういったあたりは出来つつあるのかなという反面、保護者の方々の価値観が本当に多様化しております。丁寧に時間をかけてカウンセラーや子ども支援研究センターの方々とともに、いろんな悩みを解決していく。今保護者がいろんな価値観の中で、自分が育ててきたことも含めて子育てをしていく自信がなくなってきたので、学校としてもいろんな関係機関と連携しながら支えていけるようなシステム作りを行っていきたいと考えています。

委員長 他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ないようですので、報告事項1から3は承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

委員長 ご異議なしということでございますので、報告事項1から3は承認いたしました。その他の項ですが、何かございませんか。

事務局 次回の教育委員会定例会は、平成26年3月14日(金)午後2時30分から教育委員会室でお願いします。

委員長 それでは、これで第2回松阪市教育委員会定例会を終わります。